

コミュニティ施策検証審議会での検討事項

I まちづくり交付金について

1 現状

まちづくり交付金制度は、平成16年度に廃止した行政区長報酬の費用を原資として、平成17年度から創設。平成18年度及び平成19年度には、それまで市の各課から自治会単位に交付していた各種補助金等（利用目的が限定されていた）を廃止して、まちづくり交付金に統合し、制度を拡充した。まちづくり交付金は、市からコミュニティ運営協議会単位に財源を移譲し、地域住民の裁量で地域の状況に応じた各種事業や活動に費用を充てられることにより、コミュニティ活動が活性化させることを目的として創設したものである。その導入効果としては、次のことがあげられる。

- (1) 地域の状況に応じた事業を地域の権限で実施できる。
- (2) 事業計画の立案を協議会が行うことにより、多くの地域住民の意見を反映できる。
- (3) これまで実施してきた事業の整理、統合ができる。
- (4) 自治会単位では実施が難しかった事業、活動が、協議会単位で実施することにより、より活発になる。

2 課題

事項	内容
1 予算額の問題	<p>① 市の予算額は、82,208,000円のまま、増額なし。</p> <p>→ 協議会活動は、より活発化。予算はますます必要。</p> <p>→ 時流からして市の予算額の増額は困難か？</p> <p>→ 新たに交付金として算入できる補助金等はない。</p> <p>→ 補助金等以外で、原資にできるものを見つけ出す必要。</p> <p>→ コミュニティ活動分の事務局員人件費は、市からの支出なし。</p> <p>② 廃止した補助金の目的を引き継いで交付しているものが残っている（敬老会補助（その対象者は年々増加）、防犯街灯など）。</p> <p>→ 自由裁量で使えるものの割合は高くない。</p> <p>→ 地域としては、活発に活動すればするほど、まちづくり交付金が不足する。</p> <p>→ 新たな事業に着手すると、まちづくり交付金として使える予算が相対的に減る（例：コミュニティバス）。</p>
2 算定方法の問題	<p>① 小規模地区にとって有利になっている（例：赤間地区約1,000万円（16,000人）、大島地区約300万円（800人））。</p> <p>② 基本計画には事業割の導入を検討するとあるが困難（地域の活動をどのような基準で誰が評価するのか、）。また、導入するにしても事業割の原資をどう確保していくのか。</p>

3	透明性の確保の問題	<p>① まちづくり交付金の使途を誰に対しても明確に説明できるようにしておく必要あり。</p> <p>→ 市に対する実績報告はあり。</p> <p>→ 財源内訳を明確化（22年度決算から開始）</p> <p>② まちづくり交付金の使途を客観的に評価し、必要に応じて見直していく仕組みづくりを行う必要あり。</p> <p>→ 市は、協議会の監査機能強化のため、研修を実施。</p> <p>→ まちづくり交付金（協議会活動全体）の活動を評価する組織の設置</p>
---	-----------	---

II まちづくり計画について

1 現状

(1) まちづくり計画とは

地域の課題を「自分たちで行うもの」「行政で行うもの」「協働で行うもの」に分け、その解決に向けた役割分担を明確にし、地域ごとのまちづくりの方向性を示したもの（コミュニティ基本構想・基本計画から）。また、つくられた地区別計画は、今後、市総合計画をはじめとする各施策に反映されていく予定です。

(2) まちづくり計画策定状況…10 地区（未整備地区は、河東、田島・神湊）

2 課題

事項	内容
1 コミュニティ側の課題	<p>① まちづくり計画に基づいたコミュニティ活動が行われているか（地域で行うもの、協働で行うもののうちコミュニティが役割分担するもの）</p> <p>→ 各地区的年度事業計画に反映されているか？</p> <p>→ まちづくり計画に基づいたコミュニティ活動が行われているのかを検証する仕組みが必要</p> <p>→ 岬地区の事例（まちづくり計画を策定したが、計画どおりに進んでいるものと進んでいないものがある。その進め方が分からない→全5回のワークショップによりコミュニティ活動の進め方をコミュニティ役員等が協議した。）</p> <p>② まちづくり計画の見直し</p> <p>→ まちづくり計画は、基本的には策定後の10年間における各地区的コミュニティ活動の指標を定めている。</p> <p>→ まちづくり計画を策定すること自体が目標、目的となっている。</p> <p>→ 中間見直し等、まちづくり計画を見直しできる仕組みづくりが必要</p> <p>→ 新規策定時は、市は協議会に対して計画策定委託料を支払うことによる支援を実施。</p> <p>③ まちづくり計画の周知</p> <p>→ まちづくり計画は、2年かけて策定する。</p> <p>→ 1年目終了時と2年目終了時（策定時）に概要版を地域住民に回覧して周知している。</p> <p>→ それ以降は、地域住民への周知を行っていない。</p> <p>→ 地域住民の中に、まちづくり計画の存在（内容）を知らない人がいる。</p>
2 市側の課題	<p>① まちづくり計画のうち行政で行うものについて、行政で具体化できているか。</p> <p>② まちづくり計画のうち行政で行うものについて、市の各種計画に反映できているか。</p> <p>③ コミュニティがまちづくり計画を見直す場合、市の支援はどのように</p>

	行うのか（職員等の派遣、外部への委託等経済的支援等） ④ コミュニティ事業について、必須テーマ（例：安全・安心（自主防災組織の設置、災害時要援護者の取組み等）と、それ以外（選択性）のテーマの区分（まちづくり交付金と密接な関係）
--	--

III 人材育成、人材確保について

1 現状

(1) 人材育成、人材確保について

このテーマについて、宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、

2 人材の発掘・養成

(1) 人材発掘のための事業展開と環境づくり

協議会の構成団体や部会などの様々な事業活動の支援をとおして人的ネットワークの構築を推進し、地域に埋もれている人材の発掘や後継者の育成を図っていきます。

また、部会活動や各事業への参加者が継続してコミュニティ活動に参画できるよう、規約などの整備や見直しを支援していきます。

(2) 人材登用の促進

協議会の組織運用の中に、事業活動における実行委員会制の採用や人材登録制度を盛り込むなど、新たな人材に対し、コミュニティ活動への積極的な参加・協力の働きかけが行われるよう、支援していきます。

と記載されている。

人材育成、人材確保について、①コミュニティ運営協議会の役員の人材育成、人材確保、②コミュニティ活動に参画してくれる人材の確保、③コミュニティ運営協議会事務局（員）の人材育成、人材確保の3つの区分で課題を整理した。

(2) 各地区役員設置状況

地区名	役職名（役職名の後の数字は、その人数）
吉武 (15人)	会長、副会長 3、会計、自治会長会副会長、健康福祉部会長、公民館活動部会長、環境整備部会長、公民館活動部会長、環境整備部会長、地域づくり部会長、青少年育成部会長、監事 2、相談役、事務局長
赤間 (16人)	会長、副会長 3、会計、区長会代表、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、地域づくり部会長、男女共同参画部会長、会計監査 2、事務局長、事務局次長(欠員)
赤間西 (11人)	会長、副会長 2、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、会計、会計監査 2、事務局長
自由ヶ丘 (25人)	会長、副会長 4、会計、会計監査 2、自治会長 10、生活環境部会長、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、広報委員長、事務局長、事務局次長
河東 (16人)	会長、副会長 2、会計、区長会代表 2、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、地域づくり部会長、広報委員長、監査 2、相談役、事務局長、事務局次長
南郷 (13人)	会長、副会長 2、企画調整部長、生活環境整備部会長、公民館活動部会長、地域づくり部会長、健康福祉部会長、青少年育成部会長、会計、監事 2、事務局長
東郷 (15人)	会長、副会長 2、区長会代表 4、まちづくり部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、公民館活動部会長、会計、会計監査 2、事務局長

日の里 (15人)	会長、副会長 2、会計、教育文化部会長（副部会長）、健康福祉部会長（副会長 2）、生活環境部会長（副部会長）、広報部会長（副部会長）、事務局長
田島 (18人)	会長、副会長、区長 8、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、会計、会計監査 2、事務局長
池野 (20人)	会長、副会長 2、会計、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、役員 9、会計監査 2、事務局長
岬 (25人)	会長、副会長 2、区長 12、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、地域づくり部会長、地島振興部会長、広報委員長、監査、事務局長、事務局次長
神湊 (16人)	会長、副会長、自治会長 5、公民館活動部会長、青少年育成部会長、健康福祉部会長、環境整備部会長、地域づくり部会長、会計、監事、事務局長
大島 (18人)	会長、副会長 2、区長 6、学び友愛部会長、健やか幸せ部会長、さわやか生活部会長、島おこし部会長、会計、会計監査 2、事務局長、事務局次長

(3) 各地区事務局の状況

地区名	事務局長	事務局次長	事務局員人数	
			昼間	夜間
吉武	○	×	4	2
赤間	○	○(欠員)	5	2
赤間西	○	×	5	2
自由ヶ丘	○	○	5	2
河東	○	○	5	—
南郷	○	×	5	2
東郷	○	×	6	2
日の里	○	×	4	2
田島	○	×	3	—
池野	○	×	4	—
岬	○	○	3	—
神湊	○	×	5	—
大島	○	○	3	1

2 課題

	事項	内容
1	コミュニティ側の課題	<p>① コミュニティ運営協議会の役員の人材育成、人材確保</p> <p>→ 基本的に役員の任期は1年（再任は可）。継続性に欠ける。</p> <p>→ コミュニティ活動の活性化、継続性を考えるのなら、役員の任期は複数年が適当か？</p> <p>→ 一方、コミュニティ活動は、基本的にはボランティア活動であるため、</p>

	<p>複数年の任期は負担が大きく役員のなり手が減る？</p> <ul style="list-style-type: none"> → 役員（部会長は部会員の互選によるため除く。）は、各地区役員選考委員会で選考しているが、役員選考は難航。 → 各地区であらかじめ役員候補者を登録しておくような仕組みづくりが必要か？⇒どのように実施するか？ <p>② コミュニティ活動に参画してくれる人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> → コミュニティ活動に参画してくれるのは、いつも同じメンバー → より多くの人たちがコミュニティ活動に関わってくれる仕組みが必要 → 部会員の任期も基本的には1年。継続性に欠ける。 → 継続して部会活動に関わってくれる部会員をどのようにして確保していくか。 → 部会を卒業していく方を部会長推薦枠で、次年度の部会員になってもらうことをルール化している地区。 → 部会員としてではないが、イベントなどの事業を実施するときに、手伝ってくれる人をあらかじめ確保している地区。 <p>③ コミュニティ運営協議会事務局（員）の人材育成、人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> → 事務局（員）は、コミュニティ活動を活性化できるか否かの重要なポイントのひとつ → 事務局員は、原則として地区内住民から雇用している。 → 雇用期間は原則1年。就業規則等で最長5年までと定められている地区もある（なるべく多くの地区内住民に雇用の機会を与えるため）。 → 税の扶養範囲内（年収103万円）または社会保険の扶養範囲内（年収130万円）で働く人がほとんど。 → 扶養範囲内の要件を超えて働くとする人材が出てきてもいい。
2	<p>① コミュニティ運営協議会の役員の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> → 部会長会議を開催し、各コミュニティ間の情報交換、連絡調整、意見交換、市からの情報提供など連携を図っている（年に3回程度開催）。 <p>② コミュニティ活動に参画してくれる人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> → 例えば、市が実施した認知症サポーター養成講座修了者を各地区健康福祉部会部会員として活用してもらう、むなかた協働大学の卒業生を各地区役員または部会員として活用してもらうなどの機会をコミュニティ運営協議会に積極的に提供していく。 → 市民活動団体との連携をすすめることにより、コミュニティ活動における役員、部会長、部会員などの負担を軽減させる。 → 市民活動団体との連携をすすめ、より魅力的な事業を実施することにより、コミュニティ活動に関わってくれる人材が増加する。 <p>③ コミュニティ運営協議会事務局員の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> → 全地区的コミュニティ事務局員（50人程度）を対象とする研修を年1回実施（22年度は社会保険制度をテーマに実施）

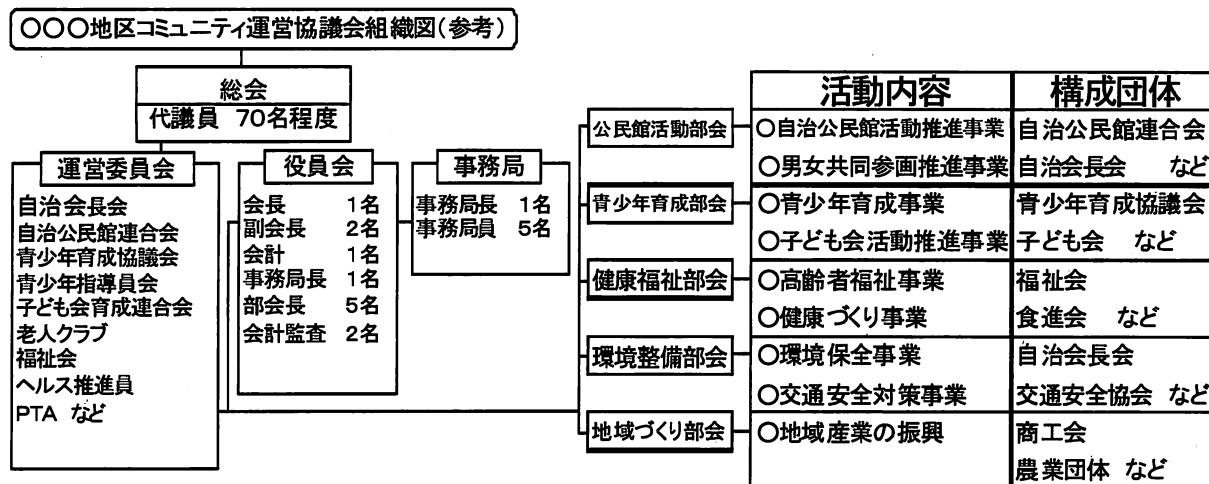
IV 地域間格差について

1 現状

(1) 地域間格差

「地域間格差」は、他のテーマとは異なり宗像市コミュニティ基本構想・基本計画には記載がない。が、重要なテーマということで、ご審議いただくこととなった。①コミュニティ活動の活性化度合いによるもの、②コミュニティ・センターの使用料（利用料金）収入額によるものの2つの区分で課題を整理した

(2) 各地区組織図（役員の設置状況、構成団体）



(3) 利用料金収入金額（吉武から日の里までは平成21年度決算額、池野、岬は平成23年度予算予定額、大島は平成22年度予算額による）

	地区名	利用料金収入	備考
1	吉武	991,250	平成21年度決算額
2	赤間	3,117,040	平成21年度決算額
3	赤間西	3,309,580	平成21年度決算額
4	自由ヶ丘	4,408,980	平成21年度決算額
5	南郷	1,846,340	平成21年度決算額
6	東郷	2,967,810	平成21年度決算額
7	日の里	3,077,950	平成21年度決算額
8	池野	300,000	平成23年4月1日開館
9	岬	200,000	平成23年4月1日開館
10	大島	275,000	平成22年5月1日開館

2 課題

事項	内容
1 コミュニティ側の課題	<p>① コミュニティ活動の活性化度合いによるもの</p> <p>→ コミュニティ運営協議会の発足時期の違いによる差(平成12年度にモデル3地区(自由ヶ丘、南郷、日の里)のコミュニティ運営協議会を設立。大島地区は合併後、平成18年度に設立)。</p> <p>→ 活動拠点であるコミュニティ・センターが整備されている地区と整備されていない地区との差</p> <p>→ コミュニティ運営協議会は、従来から各地区で活動していた団体を各部会の構成団体として活動を開始。</p> <p>→ 設立当初は、各地区とも構成団体の活動=部会活動だった。</p> <p>→ 構成団体の活動に加え、まちづくり計画等に基づき新たに部会独自の活動ができるようになった地区とできない地区との差</p> <p>→ 部会独自の活動が活発にできている=コミュニティ活動が活性化している。</p> <p>② コミュニティ・センターの使用料(利用料金)収入額によるもの</p> <p>→ 利用料金収入は、最も多い地区で年額約400万円、最も少ない地区で年額約30万円</p> <p>→ 利用料金収入は、(1)まずは、光熱水費などコミュニティ・センターの管理費用(指定管理者委託料は、光熱水費は電気料金の基本料金分のみを予算化しているため)として使う、(2)残った額は、コミュニティ活動の原資として使ってよいことになっている。</p> <p>→ 利用料金収入が少ない3地区(池野地区、岬地区、大島地区)は、コミュニティ活動に使える原資が少ないとなる。</p> <p>→ 利用料金収入が多い地区と少ない地区では、コミュニティ活動の原資に差が生じることとなる。</p>
2 市側の課題	<p>① コミュニティ活動の活性化度合いによるもの</p> <p>コムニティ活動の拠点施設であるコミュニティ・センターを平成25年度までに全地区に整備する。併せて全地区でまちづくり計画を策定する。</p> <p>→ 全地区で施設の整備と計画の策定を終わらせることが、まずは目標。</p> <p>② コミュニティ・センターの使用料(利用料金)収入額によるもの</p> <p>→ 平成23年度から利用料金の少ない3地区には、光熱水費など管理費用で不足する額を指定管理者委託料に含んで予算化している。</p>

V コミュニティ・センターの整備、管理について

1 現状

(1) コミュニティ・センターの整備、管理

市は、コミュニティ活動の拠点、地域住民の交流の場、生涯学習の拠点、行政サービスの拠点として、すべての地区にコミュニティ・センターを整備する。整備後は、コミュニティ活動の主体である各地区コミュニティ運営協議会を指定管理者に指定し、管理している。このテーマについて、①整備に関するもの、②管理に関するものの2つの区分で課題を整理。

(2) 各地区コミュニティ・センター整備状況

整備済み 10地区(吉武、赤間、赤間西、自由ヶ丘、南郷、東郷、日の里、池野、岬、大島)

未整備 3(2)地区(河東、玄海(田島、神湊))

新築 6(5)地区(赤間、赤間西、河東(予定)、東郷、玄海(田島、神湊)(予定))

改築 7地区 吉武、自由ヶ丘、南郷、日の里、池野、岬、大島

整備基準 地区人口 15,000人以上 1,200m²、10,000人超 1,100m²、それ以下 600m²

(3) 各地区コミュニティ・センター利用状況(吉武から日の里までは平成21年度実績、池野、

岬は平成23年度予定額、大島は平成22年度予算額による)

	地区名	利用料金収入(円)	貸館利用者数(人)
1	吉武	991,250	10,894
2	赤間	3,117,040	37,908
3	赤間西	3,309,580	50,053
4	自由ヶ丘	4,408,980	66,640
5	南郷	1,846,340	26,235
6	東郷	2,967,810	36,718
7	日の里	3,077,950	31,773
8	池野	300,000	—
9	岬	200,000	—
10	大島	275,000	—

(4) 役員報酬の状況

別紙「役員手当(活動費)等の金額について」→省略

※会長報酬…年額 60,000円～480,000円、平均約150,000円

事務局長報酬…960,000円～180,000円、平均約1,340,000円

別途役員報酬 36,000円(吉武)、120,000円(東郷)あり

部会長報酬…36,000円～60,000円

2 課題

	事項	内容
1	コミュニティ側の課題	① コミュニティ・センターの整備に関するもの ア 新築の場合 → 地区住民に主体的に関わってもらうワークショップ形式により、住民の

		<p>意見を十分反映させた基本設計を策定することができる（例：赤間地区的介護予防室、河東地区的調理室）。</p> <ul style="list-style-type: none"> → 基本設計を十分尊重した上で、実施設計を策定（実施設計はワークショップ形式ではない。）。 → 結果、地区住民の意見を十分反映させられるため、利用者にとって使いやすいコミュニティ・センターができる。 <p>イ 改築の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 既存施設を目的替えして整備している。 → 市立公民館（自由ヶ丘、日の里、池野）、農業補助施設（吉武）、民俗資料館（岬）、温浴施設（大島）などをコミュニティ・センターとして活用 → コミュニティ・センターとしての使い勝手が悪い（改築しても限界がある。）。 <p>② コミュニティ・センターの管理に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> → 指定管理者制度により管理 → 管理権限の増大（例えば、使用許可者はコミュニティ運営協議会会長） → 施設内で事故等が生じた場合、コミュニティ運営協議会（会長）が損害賠償責任を負う可能性がある（賠償責任保険は加入） → 管理責任者としての会長の責任大 → 役員（会長）報酬を増額してもいいのではないか。 → 増額負担は市？コミュニティ？（現在の役員報酬は、まちづくり交付金から）
2	市側の課題	<p>① コミュニティ・センターの整備に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> → 整備方針に基づき、平成25年度までに全地区に整備予定 → 玄海（田島、神湊）は平成24年5月、河東は25年4月開館予定 → 吉武、自由ヶ丘、南郷、日の里は保全計画を定め、必要な改修を実施予定 <p>② コミュニティ・センターの管理に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> → 指定管理者制度により管理 → 損害賠償責任を負う可能性もある会長の報酬額を増やしてもいいのではないか。 → 指定管理者委託料に会長報酬分を織り込むべきか。 <p>※ 指定管理者委託料 1地区当たり年額約1,000万円（内訳；事務局長人件費、事務局員人件費（昼間2人、夜間1人）、電気料金（基本使用料のみ）、各種委託料（高圧電気管理等）等を算定。</p> <p>他の経費（水道、ガス、電気（基本使用料以外）、清掃委託など）は利用料金収入から支払う。</p>

V コミュニティビジネス（協働委託）について

1 現状

(1) コミュニティビジネス（協働委託）

コミュニティ運営協議会の活動財源は、市からの委託料やまちづくり交付金などが大部分を占めている。宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、コミュニティ運営協議会が自主的な運営を行えるよう、地域が抱える課題をビジネスという手法で解決し、その利益が活動に還元されるコミュニティビジネスを促進することとしている。そのために、①コミュニティは地区住民のニーズを掘り起こし、市はその方法などについて助言する、②（コミュニティビジネスを実施するに当たり）協議会だけでは解決できない課題について、大学、活動団体、企業などと連携していくことが必要であり、市はその手法などの情報提供をすることとしている。このテーマについて、①市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの、②コミュニティ運営協議会が独自に実施するものの2つの区分で課題を整理した。

(2) 各地区コミュニティビジネス実施状況

	地区名	住民票 発行	県広報 配布	有料公園 管理	ごみ袋 販売	図書 貸出	コミュニ ティバス 運行	子どもの 居場所づ くり	自主 講座
1	吉武	○	○				○	○	
2	赤間		○	○		○			
3	赤間西	○	○		○			○	○
4	自由ヶ丘	○	○	○	○	○		○	
5	河東		○					○	
6	南郷	○	○				○	○	○
7	東郷		○					○	○
8	日の里	○	○	○				○	
9	田島	○	○					○	○
10	池野	○	○					○	○
11	岬	○	○					○	
12	神湊	○	○						
13	大島		○						

※ 備考 1

(1) 住民票発行：市の委託事業。住民票等をコミュニティ運営協議会の窓口で受け取れるサービス。当日の午前中までにコミュニティ運営協議会に予約した場合、その日の午後に受け取ることができる。赤間西地区及び自由ヶ丘地区には、別に自動交付機がある。赤間地区では、市民課職員による住民票等発行窓口があるため、コミュニティ運営協議会による住民票発行業務は実施していない。

(2) 県広報配布：市（県）の委託事業。福岡県広報の配布（年に6回）。

(3) 有料公園管理：市の委託事業。広陵台中央公園、明天寺公園（赤間地区が管理）、自由ヶ丘11号公園（自由ヶ丘地区が管理）、日の里4、7、11号公園（日の里地区が管理）の有料公

園の貸出業務

- (4) ごみ袋販売：市の委託事業。市のごみ袋の販売代行
- (5) 図書貸出：市の委託事業。市民図書館の図書の予約貸出、返却業務
- (6) コミュニティバス運行：市の委託事業。コミュニティバスの試験運行。平成21、22年度は費用弁償をコミュニティ運営協議会が全額負担。23年度は市との委託契約により月額8万円の委託料収入あり。これを原資として運転手に費用弁償を支払っている。コミュニティバスは10月から市が運行する予定。
- (7) 子どもの居場所づくり：市の委託事業。1地区当たり年間20万円の委託料。月に1回程度青少年の健全育成に係る事業を実施する。
- (8) 自主講座：コミュニティ運営協議会の事業。コミュニティ（事務局又は各部会）が主体的に企画運営し、各種講座を開催する。受講者は参加料を負担。

※備考2 赤間地区は、市民サービス協働化提案制度によりコミュニティ・センター横の公園（赤間コミュニティふれあい公園）の草刈業務を受託（年2回実施）

※備考3 自由ヶ丘地区は、回収サポート事業（依頼者の自宅を訪問し、分別収集資源を回収（毎週土曜日））を実施

2 課題

事項	内容
1 コミュニティ側の課題	<p>① 市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの</p> <ul style="list-style-type: none">→ 1の表のとおり、基本的には市からの委託業務がほとんどである。→ コミュニティ・センターは、行政サービスの拠点施設としての位置付けがあるため、市からの委託業務は今後も継続。増加することも十分あり得る。→ 市からの委託業務が増加することに伴い、コミュニティ運営協議会事務局の事務負担が増加→ コミュニティ活動が活発になることに伴い、コミュニティ運営協議会事務局の事務負担が増加→ コミュニティ事務局は、コミュニティ活動に係る事務とコミュニティ・センターの管理業務が本業である。→ 赤間西地区及び自由ヶ丘地区の例（自動交付機が廃止され、窓口での取扱いのみになる。22年度実績では赤間西地区：住民票773件、印鑑証明938件、自由ヶ丘地区：住民票1742件、印鑑証明2262件） <p>② コミュニティ運営協議会が独自に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none">→ コミュニティ基本構想・基本計画では、コミュニティビジネスは、「地域が抱える課題をビジネスという手法によって解決し、その活動の利益を地域に還元する」ものと定義している。→ コミュニティ基本構想・基本計画では、「コミュニティビジネスを促進するためにコミュニティ運営協議会が地域住民のニーズを的確に把握す

		<p>することが必要。まちづくり計画の策定時、見直し時の問題、課題を整理する必要がある」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> → コミュニティ運営協議会が独自に実施している事業は、まだ限定的。少ないがらも地域のニーズには合致しているものと思われる。 → コミュニティビジネスとして考えると、利益は生じているのか？ → 自己財源の1つではあるが、利益を生じるには至らない。 → コミュニティ運営協議会の事業は、地区住民を主な対象としていることから考えるとコミュニティビジネスで利益を生じさせることは困難と思われる。
2	市側の課題	<p>① 市がコミュニティ運営協議会へ委託しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> → 1の表のとおり、現状は市がコミュニティ運営協議会に委託しているものがほとんどである。 → コミュニティ・センターは、行政サービスの拠点施設としての位置付け。 → 今後も市民サービス協働化提案制度等により、市業務を委託することが増加していくことが考えられる。 → 委託料の算定方法。計算上は赤字にはならない。しかし、コミュニティ運営協議会には負担感がある。 <p>② コミュニティ運営協議会が独自に実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> → コミュニティ基本構想・基本計画では、「コミュニティ運営協議会がコミュニティビジネスを進めるに当たり、協議会だけでは解決できない課題について、大学、NPO、企業などとの連携が重要となるので、市はビジネスの視点を入れた活動を行えるよう、その手法などについて情報提供し、協議会と各団体の連絡調整をする」としている。 → 地区の課題解決の手法として福岡教育大学、日本赤十字九州国際看護大学などの大学との連携が実施できている地区（赤間地区）もある。しかし、利益を生じさせるものではない。 → 市としてコミュニティ運営協議会がビジネスの視点を入れた活動を行うことができるような支援が必要とあるが、現状は困難 → 利益を生じさせられるような手法はあるのか？

VII 市職員の意識改革について

1 現状

(1) 市職員の意識改革

市職員の意識改革については、コミュニティ施策の基本的事項のひとつであり、また、これまでご審議いただいた事項全般にも関わるものであることから、審議順を最後にしていたいたところである。このテーマについて、下記2のとおり課題を整理した。

(2) 職員アンケート結果（協働のまちづくり推進本部）

別紙のとおり

(3) 市職員研修実施状況（協働のまちづくり推進本部）

研修名称	実施時期等	対象者
協働に関する職員研修	平成22年8月(同一内容で4回に分けて実施)	係長級職員及び希望する一般職職員
協働に関する職員研修(管理職職員対象)	平成23年4月(同一内容で3回に分けて実施)	管理職職員

(4) 市職員のコミュニティ運営協議会の会議等への参加状況

部会等名称	所管課
健康福祉担当部会	健康づくり課（地区担当者制）
青少年育成担当部会	子ども育成課（地区担当者制）
不法投棄物回収作業（スポット）	生活環境課

2 課題

事項	内容
1 コミュニティ側の課題	<p>→ コミュニティ運営協議会に直接関わるのは、コミュニティ課の地区担当職員である。</p> <p>→ コミュニティ課の職員は、コミュニティ運営協議会の役員や事務局職員とは、業務上の関わりのみならず、上手く連携できている（はずである。）。</p> <p>→ コミュニティ運営協議会と関係する他課（例えば、コミュニティ運営協議会が受託している有料公園管理業務担当の維持管理課や図書貸出業務担当の図書課等）の職員は、上手く連携できているのか？</p> <p>→ 同様に、まちづくり市民会議（別紙説明）を担当する経営企画課の場合はどうなのか？</p> <p>→ さらに、協働を担う市民活動交流室の場合はどうなのか？</p>
2 市側の課題	<p>→ 宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、「コミュニティの目的・将来像を市職員に十分認識させ、担当業務においては、コミュニティ活動を意識した取り組みを行っていく。また、研修会や説明会を開催するなど、住民主体のまちづくりについて、市職員の意識改革に努める」とある。</p> <p>→ 協働は、宗像市総合計画の基本理念のひとつとして位置づけられている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> → 協働の推進に関して、市職員の意識はどうなのか？ → 市民協働・環境部（コミュニティ課等）の職員と、他の職員との意識には明らかに差がある。 → 職員アンケートの結果からは、職員毎にも意識の差があることがうかがえる。 → 協働は、今後、事務事業等を実施していく上では、必要不可欠なものである。 → 庁内が一体となり、より組織的に協働を推進していくため宗像市協働のまちづくり推進本部を設置。協働に関する職員研修を実施している。 → 1の（4）のとおり、健康づくり課は各地区健康福祉担当部会、子ども育成課は青少年育成担当部会の会議にそれぞれ出席し、部会活動を支援している。 → 健康づくり課は、保健師が各地区を担当している。 → 赤間地区の事例：健康測定器具を活用した健康測定会を開催し、保健師が健康相談を担当している。 → 子ども育成課は、地区担当者が青少年育成担当部会の活動を支援している。 → 健康福祉担当部会及び青少年育成担当部会の活動は、活動内容が分かりやすく、市の支援も実施しやすい。 → 子ども育成課には、コミュニティ課を経験した職員が在籍していることも一因である。
--	--